

中期計画

国立大学法人愛媛大学
平成22年 4月 1日

平成25年3月29日改訂

平成26年3月31日改訂

平成27年3月31日改訂

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 教育・学生支援に関する目標を達成するための措置****(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置**

- 1) 目的意識があつて意欲の高い学生を確保するために、入試制度の改革を行う。
- 2) 高校生への愛媛大学進学への動機付けを高めるために、効果的な高大連携・広報活動を展開する。
- 3) 各学部・学科においてDPに沿ったカリキュラムを開発・整備する。
- 4) 入学から卒業までの学習プロセスが俯瞰できるカリキュラム・マップを作成・改訂し、公表する。
- 5) 共通教育におけるリメディアル教育及び初年次教育を充実させる。
- 6) 教養と専門性を兼ね備えた人材を育成するために、教養科目、リテラシー科目を充実させる。
- 7) 地域の課題を発見し、解決策を見いだす能力を育成する問題解決型プログラムを充実させる。
- 8) 国際社会で活躍できる人材を育成するために、語学教育を充実させる。
- 9) e-ラーニングなど各種メディアを活用した教育・学習コンテンツを拡充する。
- 10) 正課教育及び正課外教育において、コミュニケーション、チームワーク、リーダーシップなど人間関係形成に関わる能力を向上させる。
- 11) 四国地区5国立大学連携による「連合アドミッションセンター」を設置し、学力を含めた総合的評価によるAO入試について検討を進める。
- 12) 四国地区5国立大学連携による「大学連携 e-Learning 教育支援センター四国」を設置し、大学教育の共同実施を推進する。

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) コースワークとリサーチワークの接続性・系統性を高めたカリキュラムを整備する。
- 2) 修士課程・博士前期課程の特別コース等において、地場産業の中核を担う高度技術者を育成する。

(3) 教育・学習成果の評価に関する目標を達成するための措置

- 1) 学生の成績分布状況を調査し、成績評価の適正化策を講ずる。
- 2) 「単位の実質化に関する提言～学生の学習を促進するために～」に基づき、授業時間外学習を促進する具体的な方策を講ずる。
- 3) 卒業研究、修士論文、資格取得プログラムなどを主な対象として、学習段階ごとのプロセス評価を行うシステムを開発する。
- 4) 在学生・卒業生の要望や満足度及び卒業生に対する社会の評価を収集・分析する。

(4) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 1) 全学教員出動体制によって共通教育を実施するとともに、共通教育センター等の企画機能を強化する。
- 2) 教育学生支援会議及び教育コーディネーター研修会を通して、学部の枠を超えた教育改革を推進する。

(5) 教育力の向上に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員が職務（教育、研究、社会貢献、管理運営）を効果的に遂行するための能力開発及び相談・支援体制を強化する。
- 2) 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」（代表：愛媛大学）と連携して、標準的・体系的なFD/SD/TADプログラムを開発する。
- 3) 「ティーチング・ポートフォリオ（教育業績記録）」を活用して、教員の教育業績を適正に評価する仕組みを作る。
- 4) 共通教育及び専門教育において、優れた教育活動を行った教員を顕彰する制度を確立する。

(6) 学生支援の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 「学生支援センター」、「総合健康センター」、障害者修学支援委員会と各学部の学生生活担当教員の連携を強化し、不適応学生、留年学生、障がい学生等への個別相談・支援を推進する。
- 2) 入学から卒業までの段階ごとにキャリア教育のコンテンツを開発し、キャリア教育を充実させる。
- 3) SCV（スチューデント・キャンパス・ボランティア）、SHD（スタディ・ヘルプ・デスク）など学生間のピア・サポートを充実させる。
- 4) 学生の主体性・協調性を涵養するため、課外活動への支援を充実させる。

(7) 組織及び入学定員の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 学部・研究科において、人材需給の見直しに基づき、必要に応じて、入学定員の見直しを行う。
- 2) 世界レベルの若手研究者を育成するため、既存の研究科を見直し、平成24年度を目途に先端的な研究センターを中核とした新しい研究科組織を立ち上げる。
- 3) 教育研究組織の再編成等を見据え、本学の地域中核機能、教育機能、研究機能等を見直し、地域の持続的発展に貢献できる国際性を備えた人材を育成するための教育研究組織の整備に向けた調査を行う。

(8) 附属学校園の教育と運営に関する目標を達成するための措置

- 1) 全学的なマネジメント体制の下で、大学と一体となった附属学校園の運営を推進する。
- 2) 大学・附属学校園間の教育連携や共同研究を通して、先導的・実験的な教育・研究活動を行う。
- 3) 大学の教育理念及び教育目標に基づき、幼・小・中・高連携教育及び、高大連携教育を推進する。
- 4) 特別支援学校と他校園との連携を強化し、特別支援教育を重視した教育活動を行う。
- 5) 実践力のある教員を養成するために、大学・学部の目標・計画に沿った質の高い教育実習を行う。
- 6) 地域に開かれた附属学校園の運営体制を構築し、地域の教育界のニーズを反映した連携協力を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置**(1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置**

- 1) 3先端研究センター（沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、無細胞生命科学工学研究センター）を中心とする学術研究をさらに発展させる。
- 2) 新たな研究拠点を形成するために、組織横断的な研究プロジェクトを立ち上げ、育成する。
- 3) 技術支援者等の配置によって、先端的研究の支援体制を強化する。
- 4) 設置後10年を経過した研究センターについて、研究成果等の評価結果に基づき、その在り方を見直す。

(2) 研究者の配置と育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長裁量定員枠を確保し、大学の重点施策に沿って戦略的に教員を配置する。
- 2) 研究の効率性の向上や新領域研究推進のために、テニュアトラック制等により優秀な若手研究者を支援する。
- 3) 女性研究者、外国人研究者、退職教員など多様な人材を積極的に登用する。
- 4) 研究者の自己研鑽を促進するため、大学独自の海外研修制度を充実させる。

(3) 研究資金の確保と配分に関する目標を達成するための措置

- 1) 研究コーディネーターの役割を強化し、外部資金獲得の支援体制を整備する。
- 2) 特段に優れた研究実績及び外部資金獲得実績に対して、特別手当等のインセンティブ制度を充実させる。
- 3) 学内の研究資金に関して競争的環境を醸成するとともに、各教員の研究基盤を保証する研究経費を確保する。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置**(1) 社会連携機能の組織的整備に関する目標を達成するための措置**

「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い、学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

(2) 社会連携機能の組織的整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域連携・産官学連携を強化するため、「社会連携推進機構」の組織改編を行う。
- 2) 社会連携の学内的基盤を強化するため、社会連携コーディネーター制度を創設する。

(3) 地域連携ネットワークの強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 愛媛県、産業界と共同で産官学連携拠点を整備し、科学技術分野の研究開発を推進する。
- 2) 自治体、企業等との連携協定を拡充するとともに、その実質化を図る。
- 3) コンソーシアムや各種ネットワークを活用して、四国地区を中心とした大学間連携を強化する。
- 4) 四国地区5国立大学連携による産学官イノベーション創出拠点を構築し、産学官連携活動を充実する。

(4) 地域活性化のための人材育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 学士課程及び大学院課程において、地域の中核的人材を養成する教育課程・教育コースを充実させる。
- 2) 地域の教育の質を向上させるために、現職教員教育，社会人教育を充実させる。
- 3) 地域医療に持続的に貢献できる人材を養成する。

(5) 教育研究成果の社会への還元に関する目標を達成するための措置

- 1) 多様なテーマの市民講座，シンポジウム，展示会等を開催し，教育研究成果を地域に発信する。
- 2) 図書館，ミュージアム等の学内施設を地域に開放し，社会教育機能を拡充させる。

4 国際化・国際貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 国際化への組織的整備に関する目標を達成するための措置

「国際連携推進機構」内の「国際連携企画室」，「国際教育支援センター」，「アジア・アフリカ交流センター」の機能を充実させ，同機構の下で一体的に国際化を推進する。

(2) 世界に通用する人材の育成に関する目標を達成するための措置

- 1) シラバス，使用言語等の教育方法に関する国際通用性を高める。
- 2) 国際的な大学間協定のもとで優秀な留学生を受け入れる大学院コースを整備する。
- 3) 日本語短期研修，インターンシップなど，短期に留学生を受け入れるプログラムを充実させる。
- 4) 四国地区の企業とのネットワークを拡充し，留学生の就職支援体制を強固にする。
- 5) 学生が海外で学習する機会を増やすために海外派遣，海外インターンシップを推進する。

(3) 拠点国における国際貢献の推進に関する目標を達成するための措置

ネパール，インドネシア，フィリピン，モザンビーク等の拠点国において学術交流，教育支援を推進する。

5 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1) 小児外科病棟及び新生児集中治療部門など，社会的ニーズの高い施設を設置・拡充する。
- 2) 地域医療ネットワークや救急医療体制を充実させる。

(2) 医療人の育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 他の大学病院・医療機関との人事交流をより活性化させる。
- 2) 医療人育成のために教育プログラム及び教育チューター制度を充実させる。
- 3) 「総合臨床研修センター」の機能を強化し，愛媛県内の病院間の連携により臨床研修の質を向上させる。

(3) 基礎研究と臨床研究の連携に関する目標を達成するための措置

「プロテオ医学研究センター」を中心に，基礎・臨床融合研究を推進する。

(4) 経営の安定化に関する目標を達成するための措置

附属病院のインフラストラクチャーを整備して，第一期中期目標期間に対して，病院収入を5%以上増加させる。

(5) 労働環境の改善に関する目標を達成するための措置

医療スタッフを増強するとともに，労働環境改善のための施策を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織の再編と戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 各部署における情報収集機能を整備し，それを統括する「経営情報分析室」の分析・提案機能を強化する。
- 2) 大学の重点施策に沿って事務組織の再編及び業務の効率化・合理化を推進する。
- 3) 機動的な大学運営を推進するため，大学のガバナンスを総点検し，関係する規則等の見直しを進める。

(2) 人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 提言書「職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。
- 2) 「教員の総合的業績評価」及び「職員の人事評価制度」の評価結果に基づくインセンティブ制度を充実させる。
- 3) 「愛媛大学における男女共同参画を推進するための提言」に基づいて年次計画を策定し、男女共同参画を推進する。
- 4) 「愛媛大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害防止等に関する指針」に基づき、人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害が発生した場合は迅速かつ厳正に対処する。
- 5) 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、その趣旨に沿った適切な業績評価体制を構築し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制の導入等に関する計画に基づき導入・促進する。

(3) 卒業生等との連携強化に関する目標を達成するための措置

校友会などの同窓会組織との連携を強化するとともに、愛媛大学への支援者の組織化を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**(1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置**

第一期中期目標期間と比べ、科学研究費補助金、寄附金、受託研究、共同研究等の外部研究資金受入総数を5%以上増加させる。

(2) 総人件費改革に関する目標を達成するための措置

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

全経費に占める一般管理経費の比率(平成16年度～20年度の平均は3.6%)を3%未満にする。

(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産に関するリスク管理体制を整備し、資産の効果的・効率的な運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1) 各種の広報手法を用いて大学の教育・研究活動に関する情報を積極的に学内外に提供する。
- 2) 「自己点検評価室」と各部局の自己点検評価組織が連携して、自己点検・評価を定期的実施する。
- 3) 教育研究活動における法令遵守及び研究費等の適正使用を推進する。
- 4) 経営協議会における審議を充実させるとともに、法令に基づき適正な運営を行う。
- 5) 大学の運営組織の機能を監査する体制を充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**(1) 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置**

- 1) 「施設マネジメント委員会」において、全学の施設整備改善年次計画を策定し、教育研究環境を計画的に改善する。
- 2) 学生の主体的・協同的な学びを促進するために、教室及びその周辺空間を整備する。
- 3) 一定基準面積を超えた学部使用の施設にスペースチャージ制を導入し、施設利用の効率化を推進するとともに、全学的な共同利用スペースを新たに3,000㎡以上確保する。
- 4) 高度科学機器や研究支援施設の増強を行い、共同研究体制の基盤強化を図る。

(2) 安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 全学的な安全衛生管理を推進し、構成員の意識向上を図る体制を強化する。
- 2) 環境方針に基づく環境改善を継続的に行い、構成員の意識向上を図る。

- 3) リスクに対応する「危機管理マニュアル」を整備するとともに、安全管理及び防災に関する研修を充実させる。

(3) 学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置

全学的に統一されたユーザー認証及びセキュリティ設定を可能とするシステムを導入し、その管理運用体制を整備する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

35億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 寄宿舎御幸寮の土地の一部（愛媛県松山市御幸2丁目179番135.04㎡）を譲渡する。
- ・ 医学部及び附属病院の土地の一部（愛媛県東温市志津川字野中甲393番7外7筆333.41㎡）を譲渡する。
- ・ 沿岸環境科学研究センター附属中島マリンステーションの土地及び建物（愛媛県松山市小浜甲1872番2・1877番2）を譲渡する。
- ・ 医学部及び附属病院の土地の一部（愛媛県東温市志津川字川崎甲500番1外2筆510㎡）を譲渡する。
- ・ 農学部附属農場の土地の一部（愛媛県松山市八反地乙13番1550㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
総合研究棟改修（医学系）	総額 2,791	施設整備費補助金 (896)
病院特別医療機械整備		長期借入金 (1,493)
学生寄宿舎整備		国立大学財務・経営センター施設費
小規模改修		交付金 (402)

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の前算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

(1) 教員人事

全学的な観点から教育重点、研究重点等の役割分担を適切かつ弾力的に行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

(2) 事務系職員

「職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

さらに、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 106,510 百万円 (退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)		1,539	1,483	1,401	1,363	1,350	1,207	8,344	9,561	17,905

(注1) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(注2) 端数についてはそれぞれ四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(単位:百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)		14	53	52	52	52	52	276	1,035	1,311

(注1) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(注2) 端数についてはそれぞれ四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

①御幸学生寄宿舎整備費の一部

②その他教育、研究、診療に係る業務及びその他附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	81,295
施設整備費補助金	896
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	402
自己収入	114,122
授業料及び入学料検定料収入	32,576
附属病院収入	80,739
財産処分収入	0
雑収入	807
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	17,250
長期借入金収入	1,493
計	215,458
支出	
業務費	184,420
教育研究経費	113,125
診療経費	71,295
施設整備費	2,791
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	17,250
長期借入金償還金	10,997
計	215,458

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 106,510 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人愛媛大学役員退職手当規程及び国立大学法人愛媛大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定方法〕

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I 〔一般運営費交付金対象事業費〕

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

〔一般運営費交付金対象収入〕

- ③ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④ 「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分等），授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし，第 2 期中期目標期間中は同額。

II 〔特別運営費交付金対象事業費〕

- ⑤ 「特別経費」：特別経費として，当該事業年度において措置する経費。

III 〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として，当該事業年度において措置する経費。

IV 〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑦ 「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。
- ⑧ 「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑨ 「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

運営費交付金 = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) E (y) = E (y - 1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F (y) = \{F (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S (y) \pm T (y) \pm U (y)$$

$$(3) G (y) = G (y)$$

E (y)：教育研究等基幹経費（①）を対象。

- F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。
 G (y) : 基準学生納付金収入 (③), その他収入 (④) を対象。
 S (y) : 政策課題等対応補正額。
 新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
 T (y) : 教育研究組織調整額。
 学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
 U (y) : 施設面積調整額。
 施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D (y) = \{J (y) + K (y)\} - L (y)}$$

$$(1) J (y) = J (y - 1) \pm V (y)$$

$$(2) K (y) = K (y)$$

$$(3) L (y) = L (y - 1) \pm W (y)$$

J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α（アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.8%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	209,858
經常費用	209,858
業務費	186,976
教育研究経費	11,186
診療経費	45,049
受託研究経費等	11,694
役員人件費	779
教員人件費	71,072
職員人件費	47,196
一般管理費	7,027
財務費用	1,760
雑損	0
減価償却費	14,095
臨時損失	0
収入の部	212,906
經常収益	212,906
運営費交付金収益	79,359
授業料収益	27,578
入学金収益	4,076
検定料収益	921
附属病院収益	80,739
受託研究等収益	11,694
寄附金収益	4,919
財務収益	94
雑益	713
資産見返負債戻入	2,813
臨時利益	0
純利益	3,048
総利益	3,048

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	218,823
業務活動による支出	194,105
投資活動による支出	10,356
財務活動による支出	10,997
次期中期目標期間への繰越金	3,365
資金収入	218,823
業務活動による収入	212,667
運営費交付金による収入	81,295
授業料及び入学金検定料による収入	32,576
附属病院収入	80,739
受託研究等収入	11,694
寄附金収入	5,539
その他の収入	824
投資活動による収入	1,298
施設費による収入	1,298
その他の収入	0
財務活動による収入	1,493
前期中期目標期間よりの繰越金	3,365

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表 (収容定員)

平成 22 年度	法文学部	2,120人
	教育学部	880人
	(うち教員養成課程)	480人
	理学部	900人
	医学部	852人
	(うち医師養成に係る分野)	592人
	工学部	2,020人
	農学部	700人
	法文学研究科 (修士課程)	50人
	教育学研究科 (修士課程)	104人
	医学系研究科	152人
	(うち修士課程)	32人
	(うち博士課程)	120人
	理工学研究科	549人
(うち修士課程)	480人	
(うち博士課程)	69人	
農学研究科 (修士課程)	144人	
連合農学研究科 (博士課程)	51人	
平成 23 年度	法文学部	2,120人
	教育学部	880人
	(うち教員養成課程)	480人
	理学部	900人
	医学部	869人
	(うち医師養成に係る分野)	609人
	工学部	2,020人
	農学部	700人
	法文学研究科 (修士課程)	50人
	教育学研究科 (修士課程)	104人
	医学系研究科	152人
	(うち修士課程)	32人
	(うち博士課程)	120人
	理工学研究科	549人
(うち修士課程)	480人	
(うち博士課程)	69人	
農学研究科 (修士課程)	144人	
連合農学研究科 (博士課程)	51人	
平成 24 年度	法文学部	2,120人
	教育学部	880人
	(うち教員養成課程)	480人
	理学部	900人
	医学部	886人
	(うち医師養成に係る分野)	626人
	工学部	2,020人
農学部	700人	

平成 24 年度	法文学研究科（修士課程）	50人
	教育学研究科（修士課程）	104人
	医学系研究科	152人
	（うち修士課程）	32人
	（うち博士課程）	120人
	理工学研究科	549人
	（うち修士課程）	480人
	（うち博士課程）	69人
農学研究科（修士課程）	144人	
連合農学研究科（博士課程）	51人	
平成 25 年度	法文学部	2,120人
	教育学部	880人
	（うち教員養成課程）	480人
	理学部	900人
	医学部	903人
	（うち医師養成に係る分野）	643人
	工学部	2,020人
	農学部	700人
平成 26 年度	法文学研究科（修士課程）	50人
	教育学研究科（修士課程）	104人
	医学系研究科	152人
	（うち修士課程）	32人
	（うち博士課程）	120人
	理工学研究科	549人
	（うち修士課程）	480人
	（うち博士課程）	69人
農学研究科（修士課程）	144人	
連合農学研究科（博士課程）	51人	
平成 26 年度	法文学部	2,120人
	教育学部	880人
	（うち教員養成課程）	480人
	理学部	900人
	医学部	920人
	（うち医師養成に係る分野）	660人
	工学部	2,020人
	農学部	700人
平成 26 年度	法文学研究科（修士課程）	50人
	教育学研究科（修士課程）	104人
	医学系研究科	152人
	（うち修士課程）	32人
	（うち博士課程）	120人
	理工学研究科	549人
	（うち修士課程）	480人
	（うち博士課程）	69人
農学研究科（修士課程）	144人	
連合農学研究科（博士課程）	51人	

平成 27 年度	法文学部	2,120 人
	教育学部	880 人
	（うち教員養成課程	480 人）
	理学部	900 人
	医学部	930 人
	（うち医師養成に係る分野	670 人）
	工学部	2,020 人
	農学部	700 人
	法文学研究科（修士課程）	50 人
	教育学研究科（修士課程）	104 人
	医学系研究科	152 人
	（うち修士課程	32 人）
	（うち博士課程	120 人）
	理工学研究科	549 人
	（うち修士課程	480 人）
	（うち博士課程	69 人）
農学研究科（修士課程）	144 人	
連合農学研究科（博士課程）	51 人	